

## 古河市窓口キャッシュレスシステム導入業務 公募型プロポーザル実施要領

### 1. 事業の趣旨・目的

窓口における決済のキャッシュレス化は、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止対策だけではなく、市民等の利便性向上に資するものである。現在、本市では、手数料や使用料の窓口における支払い手段は、現金のみとなっている。

キャッシュレスシステムの導入にあたっては、市民等が混乱しないよう決済手段や方法を統一化し、また導入及び運用等にかかる費用の低減を図る必要がある。

以上を踏まえ、市の主要な窓口において市民等が多様な支払方法を選択できるようキャッシュレスシステムを導入する。

また、キャッシュレス決済の運用においては、POS 機能の活用等により、バックヤード事務の負担軽減、効率化及び業務改善を図っていかなければならない。

### 2. 業務概要

- (1) 業 務 名 古河市窓口キャッシュレスシステム導入業務
- (2) 業 務 内 容 別紙「古河市窓口キャッシュレスシステム導入業務特記仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 契 約 期 間 契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで
- (4) 事 業 規 模 4,650,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）  
※この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、本業務の規模を示すものであり、年度予算の議決後に効力を有するものである。
- (5) 担当所属及び  
問い合わせ先 〒306-0291 茨城県古河市下大野 2248  
古河市役所企画政策部 I T 戦略課  
電話 0280-92-3111 FAX 0280-92-3225  
電子メール jouhou@city.ibaraki-koga.lg.jp

### 3. 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (2) 令和5年12月15日から令和7年3月31日までの間において、古河市建設工事請負業者指名停止等措置要綱（平成17年古河市告示第25号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申し立てまたは、破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申し立てが行われている者でないこと。

(4) 古河市建設工事暴力団排除対策措置要綱（平成17年9月12日告示第24号）別表に定める措置要件に該当する者でないこと

(5) 地方自治体に対して、キャッシュレスシステム導入の実績を有していること。

(6) 本公募は、複数の事業者による共同での提案（以下、グループ提案）という。）も可能とする。この場合、次のすべての要件を満たしていること。

ア グループ提案を行う事業者（以下「構成事業者」という。）のうち、1者を代表事業者として定めること。

イ 構成事業者の全てが上記（1）～（4）の参加資格を満たしていること。

ウ 構成事業者のうち少なくとも1者が上記（5）の参加資格を満たしていること。

※本業務は、古河市入札参加資格の有無に関わらず広く提案を求める必要があるため、次の各号に掲げる書類を企画提案書の提出期限までに提出し、古河市の確認のうえ、当該プロポーザルに参加することができる。

①履歴事項全部証明書写し（登記簿謄本）

②財務諸表写し ※最新のもの

③法人事業税の納税証明書写し ※過去2年間について確認のとれるもの

#### 4. プロポーザル実施の手続

##### (1) 実施スケジュール

ア 実施要領等の公表 令和5年12月15日（金）

イ 参加表明書の提出期限 令和6年1月16日（火）17時必着

ウ 実施内容等に関する質問受付期限 令和6年1月23日（火）17時必着

エ 質問に対する回答予定日 令和6年1月31日（水）

オ 企画提案書の提出期限 令和6年2月16日（金）17時必着

カ 第一次審査（書類審査）に関する結果通知 令和6年3月下旬予定

キ 第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング審査）

令和6年4月16日（火）、17日（水）、18日（木）のうち1日を予定

ク 第二次審査結果の通知・公表 令和6年4月下旬予定

※受付等は、土曜日、日曜日及び祝日は行いません。

##### (2) 実施要領等の配布

ア 配布期間：令和5年12月15日～令和6年1月16日

イ 配布場所：古河市ホームページ内「古河市窓口キャッシュレスシステム導入業務（プロポーザル）の公募」からダウンロードできる。

※URL(<http://www.city.ibaraki-koga.lg.jp/>)

##### (3) 参加表明書の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書（様式1）、確認書（様式2）、団体概要調書（様式3）、業務実績調書（様式4）及び暴力団排除に関する誓約書（入札参加資格を

有しない者のみ)を作成し、持参又は郵送により提出すること。

ア 提出期限：令和6年1月16日(火)17時必着

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所：2(5)

ウ 提出方法：持参(平日の9時～17時まで)又は郵送(書留郵便に限る。)

※なお、参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、令和6年1月31日(水)17時までに辞退届(様式任意又は担当課にて作成)を提出すること。

#### (4) 質疑・回答

プロポーザル方式に参加するに当たり質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書により電子メールにより提出すること。

ア 受付期間：参加表明の日～令和6年1月23日(火)17時必着

イ 質疑方法：電子メールにより、2(5)に提出すること。

※質問書の電子メールに使用する件名は、次の標記とすること。

件名「窓口キャッシュレスシステム導入業務質問書」

ウ 回答期日：令和6年1月31日(水)※予定

エ 回答方法：すべての質問を取りまとめた後、上記期日までにすべての事業者に対して電子メールにて回答する。

#### (5) 企画提案書の提出

参加表明書の提出後、参加資格を有すると認められたときは、仕様書及び以下のア～オに基づいて企画提案書を作成し、持参又は郵送により提出すること。

ア 企画提案書の用紙は、原則としてA4版用紙を使用することとし、A3版用紙を使用する場合には、A4版サイズに折り込むこと。枚数に制限はないが、カラー印刷とすること。

イ 企画提案書の様式は用意した様式を使用し作成すること。様式5にも記載があるように提案を補足する資料の作成は認められる。

(ア) 企画提案内容(目的、効果、訴求ポイント等) ※様式5

(イ) 業務遂行体制及び全体のスケジュール ※様式6

(ウ) 見積額 ※様式7

ウ 企画提案書は1者1提案とする。

エ 企画提案書の提出部数は、8部(正本1部、副本7部)とする。

審査の公正を期すため、副本には参加者名を記入してはならない。

オ 提出の際に、古河市長宛ての見積書の正本1部を提出すること。

なお、見積書は必要な項目ごとに区別する(諸経費や消費税も区別する)とともに、企画提案書の見積額と整合させること。

#### (6) 企画提案書等提出書類の取扱い

ア 提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出若しくは撤回は認めない。

イ 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

- ウ 企画提案書は、古河市情報公開条例（平成 17 年古河市条例 19 号）に基づく公文書開示請求の対象となる場合もある。
- エ 市は、必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。
- オ 企画提案書等の作成及び提出に係る費用等、プロポーザル参加に要する経費はすべて参加者の負担とする。
- カ 参加者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。
- キ 企画提案書に使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。ただし、海外経費等で必要な場合は英語表記を併記すること。
- ク 提出された企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行う場合がある。
- ケ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。
- コ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

## 5. 審査方法等

### (1) 審査基準

別表「審査基準」のとおり

### (2) 審査方法

企画提案書、価格提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、審査基準に基づいて、プロポーザル選定委員の意見（採点等）を聴取し評価を行う。

#### ア 第一次審査（書類審査）

参加表明団体から提出された企画提案書等を総合的に点数評価し、上位 3 団体を第一次審査通過団体とする。但し、第一次審査の点数の上から第 2 位の団体と 35 点（第二次審査の満点数）より多くの差がついてしまった場合、第一次審査通過団体としない。

#### イ 第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

企画提案書及び価格提案書について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。時間、場所及びプレゼンテーションの詳細については、別途通知する。

### (3) 候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者のうち、(2) による評価の総合点が最も高い者を契約の相手方の候補者として選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合は、当該者は、当初提案の金額の範囲内で価格提案書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

ウ ア、イに関わらず、第一次審査の合計点の平均点が 60 点未満の場合は、候補者として選定しない。

#### (4) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- イ 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ウ 価格提案書の金額が2(4)の事業規模を超える場合
- エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 評価に係るプロポーザル選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を行った場合
- カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

#### 6. 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、下記項目について古河市ホームページに公表するとともに、担当課において閲覧に供するものとする。

##### 【公表事項】

- (1) 候補者の名称、各選定委員による評価の合計点の平均点

#### 7. 契約手続

- (1) 契約の相手方の候補者に選定された者と古河市との間で、仕様、経費等について再度協議を行い、随意契約の方法により、予定価格の制限の範囲内の価格で契約を締結する。
- (2) 契約代金の支払いについては、原則、精算払いとする。
- (3) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位の者を候補者とする。